

税務情報

北京国家税務局が増値税改革試験におけるクロスボーダー課税サービスの増値税免税管理弁法を公布

デロイト中国発行「Tax Newsflash」より

北京市国家税務局は 2013 年 11 月 25 日、2013 年第 22 号公告(以下“22 号公告”)を公布し、増値税改革試験におけるクロスボーダー課税サービスの増値税免税に関する管理弁法を明らかにした。これは国家税務総局が公布した 2013 年第 52 号(以下“52 号公告”、詳細については 10 月 9 日発行のデロイト中国 Tax Analysis を参照)を適用する際のガイドラインとなるものである。

クロスボーダー課税サービスに関する増値税免税政策は、2012 年 9 月 1 日から北京地域で増値税改革試験が開始される際に、既に明らかにされていた。しかしながら、国内の多くの他の省市と同様、具体的なガイドラインがないために、実務上、北京地域の納税者は免税の適用をほとんど受けられずにいた。9 月に国家税務総局が全国で適用されるクロスボーダー課税サービスの増値税免税管理弁法(即ち、52 号公告)を公布して以降、一部の省市(例えば、上海)では、52 号公告の内容に基づいて地方性の実施細則が制定された。22 号公告の公布は、北京地域の増値税改革試験におけるクロスボーダー課税サービスの免税も、規定に従って実行される段階に入ったことを示している。書類の届出などに関する要求が明らかになったことにより、北京地域の納税者は実際にクロスボーダー課税サービスに係る免税政策の適用を受けられるようになるであろう。

22 号公告は 2013 年 8 月 1 日施行とされているが、2012 年 9 月 1 日(北京地域での増値税改革試験の開始日)から 22 号公告の公布日までの間に提供されたクロスボーダー課税サービスについても、免税の規定に合致すれば、納税者は 22 号公告の要求に基づいて追加で届出手続を行うことにより、免税の適用を受けることができる。

22号公告のポイント

書類の提出に関する要求

- 22号公告では、免税届出の際に税務機関へ提出する書類に関して、詳細に規定している(必要書類リストは、当メールの添付を参照)。
- 税務機関は納税者が提出した書類をレビューした後、当該届出を受理するか否か、あるいはその他の書類が必要であるか否かを記載した登記表を納税者に交付する。
- 国外企業にクロスボーダー課税サービスを提供する場合、納税者は当月に受領した営業額に関する情報(金額、支払者、銀行など)を記録し提出するため、月ごとに所定のフォームに記入しなければならない。当該フォームは税務機関の調査に備えて、納税者が保管する。

免税届出の追加手続

- 22号公告は税務機関に対し、納税者の2012年9月1日から22号公告の公布日までのクロスボーダー課税サービスに関する納税状況を整理するよう要求している。
- 上述の期間内に提供された免税政策に合致するクロスボーダー課税サービスについては、以下のよう¹に処理する。
 - ✓ 免税申告をまだ実施していない場合、納税者は22号公告の要求に基づき追加的に免税届出を行うことにより、免税の適用を受けることができる。過大納付税額は還付あるいは以後の納付税額との相殺を申請することができる。
 - ✓ 既に免税申告を行っている場合も、納税者は2014年3月31日までに22号公告の要求に基づき追加的に免税届出の手続を行う必要がある。3月31日までに届出手続を行わない場合、増値税を納付する必要が生じる。ただし、それ以降も、納税者は規定に基づき追加的に届出手続を行うことにより、免税の適用を受けることができる。

コメント

- 北京地域の納税者はクロスボーダー課税サービスの増値税改革試験における税務上の取扱を慎重に検討する必要がある。もし免税政策を適用しようとするならば、22号公告の要求に基づき、一連の書類を準備しなければならない。免税政策の適用に関する不明点については、税務機関とコミュニケーションをとるか、または専門家のアドバイスを受けることを検討すべきである。

免税規定に合致しないクロスボーダー課税サービスについては、仕入税額を控除できないことによる損失を回避するため、納税者は対応する仕入税額の控除証憑について適時に認証手続を行うようにすべきである。

付録:北京国家税務局2013 年第22号公告に関する免税届出書類リスト

増値税免税を適用するクロスボーダー課税サービス項目	必要書類
<p>1. 工事、鉱物資源が国外にある工事探査、調査サービス</p> <p>2. 会議展覧会地が国外にある会議展覧サービス(当該会議展覧会のために提供するアレンジサービスを含む)</p> <p>3. 保管地が国外にある倉庫保管サービス</p> <p>4. 目的物を国外で使用する有形動産リースサービス</p> <p>5. 国外で提供するラジオ、映画、テレビ番組(作品)の配給、放映サービス</p> <p>6. 国際(香港、マカオ、台湾を含む、以下同じ)運輸サービス(関連する経営許可証を取得していない場合)</p> <p>7. 簡易課税方式が適用される以下の課税サービス</p> <p>a. 国際運輸サービス</p> <p>b. 国外企業に提供する研究開発及び設計サービス(国内の不動産について提供する設計サービスを含まない)</p> <p>8. 国外企業に提供する以下の課税サービス</p> <p>a. 技術譲渡サービス、技術コンサルティングサービス、契約エネルギー管理サービス(契約目的物が国内にある場合を含まない)、ソフトウェアサービス、回路設計及びテストサービス、情報システムサービス、業務プロセス管理サービス、商標著作権譲渡サービス、知的財産権サービス、物流補助サービス(倉庫管理サービスを含まない)、鑑定コンサルティングサービス(国内の不動産について提供する鑑定コンサルティングサービス及びサービスの提供時に貨物実体が国内にある鑑定コンサルティングサービスを含まない)、ラジオ、映画、テレビ番組(作品)の製作サービス、遠洋運輸の定期用船、航海用船サービス、航空運輸のウェットリースサービス</p> <p>b. 広告投入地が国外である広告サービス</p>	<p>1) クロスボーダー課税サービスの免税届出表</p> <p>2) クロスボーダー課税サービスの契約書(原本及びコピー)</p> <p>3) 役務提供地が国外であることを証明する資料(原本及びコピー)、これには下記を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> - 役務の受入側が発行した、法定代表者(責任者)の署名あるいは企業印を有する、役務提供地が国外であることを証する証明書 - 人員を国外へ派遣し役務を提供する場合、公安出入境検査機関あるいは出入境管理機関が発行した、役務提供側の人員の役務提供期間における『出入境記録検索結果』の原本及びコピー <p>4) 実際に国際運輸業務が発生したことを証明する資料。即ち船荷証券(貨物運輸サービスの場合)、又は旅客運輸収入、旅客運輸量、出発地、到着地の状況を表す資料(旅客運輸サービスの場合)</p> <p>5) 受入側の所在地が国外であることを証明する資料、これは下記のいずれかである</p> <ul style="list-style-type: none"> - 受入側が国外で登録されていることを証する証明 - 第三者機関が発行する、受入側が国外にあることを証する証明書 <p>6) 北京市商務主管部門が発行する『技術輸出契約登記証』(原本及びコピー)</p> <p>注:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1)及び2)は左欄の全ての項目に適用 ・ 3)は左欄の第1項から第5 項まで、及び第8(b)項にのみ適用 ・ 4)は左欄の第6項及び第7(a)項にのみ適用 ・ 5) は左欄の内、国外へ役務を提供する場合にのみ適用(例:第8 項) ・ 6) は左欄の第7(b)項、第8(a)項における技術譲渡及び技術コンサルティングサービスにのみ適用

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,100名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつ或いは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited